

## 平成30年度いの町中山間地域障害福祉サービス事業所支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、いの町補助金交付規則（平成16年いの町規則第45号。以下「規則」という。）第20条に基づき、平成30年度いの町中山間地域障害福祉サービス事業所支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 いの町は、中山間地域で生活する障害者が、必要な障害福祉サービスを十分に受け、安心して暮らすことができるよう、いの町の中山間地域の障害者に対し、次条に規定する障害福祉サービスを提供する障害福祉サービス事業者（以下「補助事業者」という。）に、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象、基準額、補助率等)

第3条 補助対象となる障害福祉サービスは、次に掲げるサービスとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第2項に規定する居宅介護

(2) 法第5条第3項に規定する重度訪問介護

(3) 法第5条第4項に規定する同行援護

(4) 法第5条第5項に規定する行動援護

(5) 法第30条第1項第2号に定める基準該当障害福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

(6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の二の二第5項に規定する保育所等訪問支援

2 補助対象の区分、基準額、補助率等については、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添え町長に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金を交付目的に反して使用してはならないこと。

- (2) 補助の内容等を変更する場合は、事前に様式第2号による補助金交付変更申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならないこと。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額及び軽微な変更（補助対象事業相互間で20パーセントを超えない変更をいう。）は、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し又は廃止する場合は、事前に様式第2号による補助金中止（廃止）申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを、契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る高知県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか町長が特に必要があると認めて指示した事項

（補助金の交付決定の通知）

第6条 町長は、第4条の規定による補助金の交付申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、様式第3号により当該補助事業者へに通知するものとする。この場合において、適正な補助金の交付を行うために必要があると町長が認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、様式第4号による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日までのいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、町長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払を請求しようとするときは、様式第5号による概算払請求書を町長に提出しなければならない。

(遂行状況の報告)

第9条 補助事業者は、様式第6号により、毎月10日までに前月のサービスに係る事業の実績を報告しなければならない。また、町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不適當であると認められるとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) 虚偽又は不正な手段により補助金を受給したとき。
- (4) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。
- (5) この告示の規定に違反したとき。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、いの町情報公開条例（平成16年いの町条例第16号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条各号の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この告示は、平成31年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第5条第5号及び第11条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1 (第 3 条関係)

補助対象区分		補助基準額	補助率	交付額
1	利用者に補助対象となる障害福祉サービスを提供した場合	事業所の所在地から利用者宅まで訪問に 20 分以上 1 時間未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合	10 分の 10	区分 1 から 3 までの基準額の合計額に補助率を乗じた額とする。ただし、当該交付額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
		事業所の所在地から利用者宅まで訪問に 1 時間以上の時間を要する利用者に対して、補助サービスを提供した場合		
2	いの町内にある特別地域加算対象地域内に所在する小規模事業所が、利用者に補助対象となる障害福祉サービスを提供した場合であって、訪問に要する時間が 20 分未満である場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の 10 パーセントに相当する単位数に 10 円を乗じて得た額		
3	1 又は 2 に該当する事業者が、補助対象サービスに専ら従事させるため（当該事業所が介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく指定を併せて受けている場合にあつては、その介護保険法に基づく指定を受けている事業に従事する場合を含む。）障害福祉サービスに直接あたる常勤の職員を雇用した場合で、当該雇用から 1 年以内の場合。ただし、補助金の交付決定以降に雇用した場合であつて、雇用することにより職員が増員となった場合に限る。	新たに雇用した職員 1 人につき、区分 1 又は 2 の補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の 5 パーセントに相当する単位数に 10 円を乗じて得た額		

- (注) 1 「利用者」とは、法において支給決定を受けた者のうち、特別地域加算対象地域（平成 21 年 3 月厚生労働省告示第 176 号により定められた厚生労働大臣が定める地域のうちの町内にある地域をいう）に居住する者をいう。（ただし、特別地域加算対象地域外で障害福祉サービスの確保が困難な地域（最寄りの事業所まで 20 分以上かかる地域）に居住する者で町長が適当であると認めた者を含む。）
- 2 「訪問に要する時間」とは、通常の経路及び交通手段により片道に当該時間を要すると町長が認めた時間をいう。
- 3 「所定単位数」とは、法に基づく介護給付費等単位数サービスコード表の合成単位数をいう。
- 4 基準額の計算は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第523号）に定められた方法に準じて行うものとする。
- 5 「小規模事業所」とは、各市町村の区域（平成 16 年以降に合併した市町村にあつては、合併前の市町村の区域でも可能とする）におけるサービスごとの平成 29 年 4 月の合計利用回数が 200 回以下（介護保険法に基づく利用回数を含む。）の区域に所在する事業所をいう。
- 6 区分 3 において、月の途中から雇用した場合又は月の途中まで雇用した場合の基準額等については、雇用日数分を対象とする。
- 7 補助対象となるサービス提供は、平成 30 年 4 月初日から翌年の 3 月末日までのサービス提供分を対象とする。
- 8 「専ら従事」及び「常勤」とは、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日付け障発第 1206001 号）の規定による。

別表第2（第5条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかと問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第1号（第4条関係）

第 年 月 日  
号

いの町長 様

申請者 法人名  
住所  
代表者名 印

補助金交付申請書

平成30年度いの町中山間地域障害福祉サービス事業所支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、平成30年度いの町中山間地域障害福祉サービス事業所支援事業費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 補助金所要額調（別紙1）

別紙 1 (様式第 1 号関係)

いの町中山間地域障害福祉サービス事業所支援事業費補助金所要額調

事業者名 \_\_\_\_\_

事業所名	サービス種別	区分	訪問・送迎対象者数	基準額	補助金所要額	備 考
		訪問に 20 分以上 60 分未満の時間を要するサービスへの助成				
		訪問に 60 分以上の時間を要するサービスへの助成				
		小規模地域におけるサービスへの助成				
		常勤職員の新規雇用への助成				新規雇用予定人数 名
		計				
		訪問に 20 分以上 60 分未満の時間を要するサービスへの助成				
		訪問に 60 分以上の時間を要するサービスへの助成				
		小規模地域におけるサービスへの助成				
		常勤職員の新規雇用への助成				新規雇用予定人数 名
		計				
合計						

注) 1 補助金所要額欄は、千円未満の額を切り捨てた額を記入してください。

2 サービス種別が多く、一枚に収まらない場合は、必要に応じ、欄を増やすこと。

3 補助金所要額明細書(別紙2)を添付すること。

4 「常勤職員の新規雇用への助成」を申請する場合は、新規雇用計画書(別紙3)を添付すること。

別紙2 (様式第1号関係)

補 助 金 所 要 額 調 明 細 書

事業所名	
事業所所在地	
サービス種別	

番号	受給者証番号	住所	氏名	事業所からの 距離 (k m)	事業所からの 所要時間 (分)	サービス提供 予定回数	基準額 (円)
合計			人			回	

※事業所ごとに別葉で作成してください。

別紙 3 (様式第 1 号関係)

新規雇用計画書

年 月 日現在

事業所名					
サービス種別					
常勤職員	職 種	現職員数	新規雇用計画		
			雇用予定数	雇用予定期間	雇用形態
	ホームヘルパー(訪問介護人)				
		合計			

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日

いの町長 様

申請者 法人名  
住所  
代表者名 印

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付けいの町指令 第 号で補助金の交付の決定を受けました平成30年度いの町中山間地域障害福祉サービス事業所支援事業費補助金について下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、平成30年度いの町中山間地域障害福祉サービス事業所支援事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定により、承認されるよう申請します。

記

- 1 変更の種類及び内容
- 2 変更の主な理由
- 3 中止又は廃止となった理由
- 4 中止又は廃止までの経過

様式第3号（第6条関係）

いの町指令30いほ第 号

補助金交付決定通知書

申請者

平成 年 月 日付けで申請がありました平成30年度いの町中山間地域障害福祉サービス事業所支援事業費補助金については、金円を交付することに決定しましたので、平成30年度いの町中山間地域障害福祉サービス事業所支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

なお、この交付決定に係る補助対象期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日とします。

年 月 日

いの町長

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 年 月 日

いの町長 様

申請者 法人名  
住所  
代表者名 印

実 績 報 告 書

年 月 日付けいの町指令 第 号で補助金の交付の決定を受けました平成 30 年度いの町中山間地域障害福祉サービス事業所支援事業を実施しましたので、平成 30 年度いの町中山間地域障害福祉サービス事業所支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- |   |                          |   |   |
|---|--------------------------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額                 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金精算額                   | 金 | 円 |
| 3 | 差引過不足額                   | 金 | 円 |
| 4 | 添付書類                     |   |   |
|   | (1) 補助金精算書兼事業実績報告書（別紙 1） |   |   |
|   | (2) 補助金実績報告明細書（別紙 2）     |   |   |

別紙 1 (様式第 4 号関係)

いの町中山間地域障害福祉サービス事業所支援事業費補助金精算書兼実績報告書

事業者名

事業所名	サービス種別	区 分	訪問・送迎対象者数	基準額	補助金所要額	補助金交付決定額	差引過不足額	備 考
		訪問に 20 分以上 60 分未満の時間を要するサービスへの助成						
		訪問に 60 分以上の時間を要するサービスへの助成						
		小規模地域におけるサービスへの助成						
		常勤職員の新規雇用への助成					新規雇用名	
		計						
		訪問に 20 分以上 60 分未満の時間を要するサービスへの助成						
		訪問に 60 分以上の時間を要するサービスへの助成						
		小規模地域におけるサービスへの助成						
		常勤職員の新規雇用への助成					新規雇用名	
		計						
合計								

注) 補助金所要額欄は、千円未満を切り捨てた額を記入してください。

※サービス種別が多く、一枚に収まらない場合は、必要に応じ、欄を増やすこと。

※補助金実績報告明細書(別紙2)を添付すること。

別紙2 (様式第4号関係)

補助金実績報告明細書

事業所名	
事業所所在地	
サービス種別	

番号	受給者証番号	住所	氏名	事業所からの距離 (km)	事業所からの所要時間 (分)	サービス提供回数	基準額 (円)
合計			人			回	

※事業所ごとに別葉で作成してください。

様式第5号（第8条関係）

番 年 月 日 号

いの町長 様

申請者 法人名  
住所  
代表者名 印

概 算 払 請 求 書

年 月 日付いの町指令第 号で交付決定を受けた平成  
30年度いの町中山間地域障害福祉サービス事業所支援事業費補助金について、  
下記のとおり概算交付されるよう請求します。

記

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 既交付額     | 円 |
| 3 | 今回請求額    | 円 |

振込口座番号  
銀行

- 支店
- |   |          |
|---|----------|
| 1 | 普通預金 ( ) |
| 2 | 当座預金 ( ) |

第 年 月 日

いの町長 様

申請者 法人名  
住所  
代表者名 印

事業実施状況報告書

年 月 日付けいの町指令第 号で補助金の交付の決定を受けました平成30年度いの町中山間地域障害福祉サービス事業所支援事業の実施状況について、平成30年度いの町中山間地域障害福祉サービス事業所支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実施月 年 月
- 2 添付書類
  - (1) 事業実施状況調（別紙1）
  - (2) その他町長が必要と認める書類

別紙 1 (様式第 6 号関係)

いの町中山間地域障害福祉サービス事業所支援事業 事業実施状況調 ( 年 月サービス提供分)

事業者名 \_\_\_\_\_

事業所名	サービス種別	区分	訪問・送迎対象者数	基準額	備考
		訪問に 20 分以上 60 分未満の時間を要するサービスへの助成			
		訪問に 60 分以上の時間を要するサービスへの助成			
		小規模地域におけるサービスへの助成			
		常勤職員の新規雇用への助成			新規雇用人数 名
		計			
		訪問に 20 分以上 60 分未満の時間を要するサービスへの助成			
		訪問に 60 分以上の時間を要するサービスへの助成			
		小規模地域におけるサービスへの助成			
		常勤職員の新規雇用への助成			新規雇用人数 名
		計			
合計					

※サービス種別が多く、一枚に収まらない場合は、必要に応じ、欄を増やすこと。

※別紙「事業実施状況明細書総括表」及び「事業実施状況被保険者別明細書」を添付すること。

※新規雇用に係る補助金に該当する場合は、雇用した職員について雇用を証明する書類（雇用した年月日、雇用形態含む書類）及び別紙従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表を添付すること。

事業実施状況明細書総括表（            年            月サービス提供分）

事業者名 \_\_\_\_\_

事業所名	
事業所所在地	
サービス種別	

番号	受給者証番号	住所	氏名	事業所からの 距離（k m）	事業所からの 所要時間（分）	サービス提供 回数	基準額 （円）
合計			人			回	

※事業所ごとに別葉で作成してください。

事業実施状況被保険者別明細書

番号		受給者証番号	
氏名			

1 サービス提供の内容等

(1) 補助対象区分1又は2

サービス内容 A	サービスコード B	単位数 C	回数 D	サービス単位数 E
合計				

注) 介護給付費請求書の請求明細書に準じて記載すること。C欄の単位数は、コード表の合成単位数を記載すること。E欄は、CにDを乗じて得た単位数を記載すること。

(2) 補助対象区分3

サービス内容 a	サービスコード b	単位数 c	回数 d	サービス単位数 e
合計				

注) 1 複数雇用した場合は、この表は人数に応じ分けて作成すること。

2 区分3の適用を受ける日数分のサービスを記載すること。月を通じて雇用した場合は、(1)と同じ内容を記載すること。

3 その他は(1)に準じ記載すること。

2 補助金所要額の算出

(1) 補助対象区分1又は2

サービス単位数 E の合計 F	割合 G	補助基本単位数 H	基準額 I

注1 G欄は15%、35%、10%のいずれかを記載すること。

2 H欄は、F欄にG欄の補助率を乗じ、小数点以下を四捨五入すること。

3 I欄は、H欄の単位数に10円を乗じて得た額を記入すること。

(2) 補助対象区分3

サービス単位数 e の合計 f	割合 g	補助基本単位数 h	基準額 i

注 この表は、複数雇用した場合は、人数に応じ分けて作成すること。g欄は5%を記載すること。その他は(1)に準じて記載すること。

3 基準額合計

I+i	円
-----	---

※この額を「事業実施状況明細書総括表」の基準額欄へ記載すること。